

# 議 会 だ り

No. 45 号

発行・編集  
東 成 瀬 村 議 会  
議 会 事 務 局  
電 話 2332 番  
印 刷  
(株) 増 田 印 刷 所



田んぼが川に消えた  
(滝ノ沢)

## 部 落 の 要 望 現 地 で 確 認

### 全 議 員 村 内 39ヶ 所 を つ ぶ さ に 視 察

各部落から議会に対する要望を取りまとめ5月31日と6月2日の両日、全議員が現地で説明をうけながら実態を視察した。

視察の結果は六月定例村議会の一般質問で佐藤長治郎議員が質した。

# 6 月 定 例 村 議 会

## 村道の台帳整備に1千4百80万円 ウムシノ橋調査設計に 300 万円

### 58年度予算の累計は14億2千1百11万円に

#### 六月定例村議会のあらまし

六月定例村議会は、六月十三日午前十時に開会され、村長の行政報告のあと、会期を十六日までの四日間と決定した。

上程された議案は、五十八年度一般会計補正予算案、過疎地域振興計画の変更案など、七議案と、追加提案された五十八年度産米価格等に関する意見書案を、原案どおり可決したほか、五十七年度継続費繰越計算書の報告を承認、又、請願一件と陳情六件のうち五件を採択、一件は、産業建設常任委員会に付託し、継続審議することとした。

一般質問では、佐藤長治郎議員、後藤作議員が、それぞれ、村政を質した。

#### 報告第二号 昭和五十七年度東成瀬村継続費繰越計算書

昭和五十七年度一般会計予算のうち、継続費の年割額に係る翌年度通次繰越額について報告したもので、内容は滝ノ沢地区樹園地農道整備事業が、八百三十五万四千六円、第二次林業構造改善事業が、百九十一万三千九百七十七円である。

#### 議案第三十号 東成瀬村国民健康保険条例の一部を改正する条例

● 一世帯の国保税の最高徴収額を、二十七万円から二十八万円に改める。

● 所得割額を、百分の三・六から百分の三・九に改める。

● 固定資産割額を、百分の二・九から百分の二・七・三に改める。

● 被保険者均等割額一人につき、七千六百円から九千八百円に改める。

● 世帯別平等割額を、一万一千八百円から一万四千七百円に改めるほか、低所得者世帯に対する減額規定を定めた。

#### 議案第三十一号 東成瀬村過疎地域振興計画の変更

村道改良舗装、下田、岩井川下村、谷地の各線。林道舗装、岩井沢、一ノ沢各線。スクールバス（二十九人乗り）の整備、を新規に計画の中に組み入れ五十九年度までに実施する予定。

#### 議案第三十二号 東成瀬村テニスコート設置条例

村民の体力の向上と、スポーツの普及振興を図るため、テニスコートを滝ノ沢に設置したもので、村民の使用は無料。

#### 議案第三十三号 昭和五十八年度東成瀬村一般会計補正予算（第一号）

歳入、歳出予算の総額に、一千八百一十一万円を追加し、予算総額を、十四億二千百一十一万円としたもので、歳入の大きなものは、前年度からの繰越金増（二千九百円）、等であり、歳出では、村道の台帳整備業務委託料（一千四百八十万円）、ウムシノ橋調査設計委託料（三百万円）等のほか、職員の変更による組み替え補正が主なものである。

#### 議案第三十四号 昭和五十八年度東成瀬村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第一号）

歳入、歳出予算の総額に、八十九万四千円を追加し、予算総額を、二億二千三十四万四千円としたもので、歳入は、前年度からの繰越金であり、歳出は、職員の変更による人件費の補正である。

#### 議案第三十五号 昭和五十八年度東成瀬村国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第一号）

歳入、歳出予算の総額に、二十七万円を追加し、予算総額を、

七千四百九十八万円としたもので、歳入は、前年度からの繰越金であり、歳出は、心電計購入のため追加したものである。

#### 議案第三十六号 昭和五十八年度東成瀬村簡易水道特別会計補正予算（第一号）

歳入、歳出予算の総額に、八十五万九千円を追加し、予算総額を一千五百七十七万五千円としたもので、歳入は、基金からの取りくずしであり、歳出は、椿川簡易水道の、水源地から配水池までの、導水管増設工事費が主なものである。

#### 議案第三十七号 昭和五十八年度産米価格等に関する意見書の提出について

三年続きの冷災害、政府買入価格の抑制、生産資材の値上げ等により、厳しい苦境にあえいでいる稲作農家の現状を憂慮し、東成瀬村議会は、全会一致で、内閣総理大臣、大蔵大臣、農林水産大臣に対し、次の事項を強く要望し意見書を提出した。

一、昭和五十八年度産米の政府買入価格の算定にあたっては、生産費及び所得補償方式を勘案の上、決定されること。

二、転作奨励金と、自主流通米助成金を削減しないこと。

六月定例村議会

村長行政報告

産業の振興・雇用の拡大が急務

大柳沼周辺開発を計画、進行中

去る六月一日をもちまして、村行政を担当させていただいてから満一ヶ年を経過しましたが、ご承知のように、非常に厳しい

とも一層のご支援を賜わるようお願い申し上げます。それでは各課室のその後の状況をのべてみます。

行財政の中、地方自治の環境は、ますます厳しく、加えて、行政改革等による事務、事業等の見直しも、強く指導されておるところであります。その効率性、必要性、緊急度等を勘案しながら充分検討する必要があると考えています。

村税関係では、五十七年度普通税が、十三年連続百パーセントの徴収実績であり、心よりお礼申し上げます。国保税は、九十八・六九パーセントで、医療給付の目的からしても、ぜひご協力をいただかねばならないものと思っております。

しかしながら、この厳しい中にあっても、市政に対する住民の要望、要求はますます強く、これに対応するには、職員一致協力のもと、諸施策を着実に推進し、均衡ある村政発展を図ってまいりたいと存じております。しかしその為には何と申しましても議会議員各位のご協力がなくてはと思うもので、今後

総務課では、選挙事務が残り参議院選だけであり、作業を進めております。また三期山振の国土庁の委託を受けた、農業構造改善協会の調査が決定、予備調査に入ります。今後の村政発展、振興計画の方向づけの参考にしたいと思っております。民生課では、医師住宅の改築、防火水槽五基発注、各福祉関係

の諸行事をこなし、保健衛生検査、相談等の作業に入ります。また、日本海中部地震に対し村民各位に災害義援金をお願いしたところ百二万円余のご協力をいただき、早速秋田魁新報社を通じてお見舞い上げました。村民の温いご協力に対し、心から感謝申し上げます。

努力してまいりたい。二次林構では、大柳沼周辺の開発を計画、進行中であります。

産業課では、農業災害六件、発注済みで、融雪災害小貫山堰、伊達堰、五里台、豊ヶ沢の査定も済み、樹園地農道、水編対策の各事業計画も順調に進捗し、政府売渡米限度数量の業者配分も終わり、今年こそは豊年を願

努力してまいりたい。二次林構では、大柳沼周辺の開発を計画、進行中であります。建設課では、六件発注、三件完工、その他入札等順調に推移し、また道路台帳の整備と、ウムシノ橋の設計委託を計画、本議会に提案申し上げます。

も終わり、今年こそは豊年を願

このように現在の状況を、概略申し上げましたが、今後の村政を、活力あるものにする為には、産業の振興、雇用の拡大が急務であり、現在進出してきたる諸産業の育成を強化し、成瀬ダム

の各事業計画も順調に進捗し、政府売渡米限度数量の業者配分も終わり、今年こそは豊年を願

このように現在の状況を、概略申し上げましたが、今後の村政を、活力あるものにする為には、産業の振興、雇用の拡大が急務であり、現在進出してきたる諸産業の育成を強化し、成瀬ダム



行政報告する後藤村長 58. 6. 13

六月定例村議会の日程と内容

◎六月十一日、議会運営委員会

- 第一日 (十三日) 本会議
  - 議事日程の報告、会期の決定、議長の諸般の報告
  - 村長の行政報告
  - 議案の提出理由と内容説明
  - 五十七年度継続費繰越計算書
  - 国民健康保険税条例の一部を改正する条例
  - 過疎地域振興計画の変更
  - テニスコート設置条例
  - 五十八年度一般会計補正予算(第一号)
- 第二日(十四日) 休会
- 第三日(十五日) 休会
- 第四日(十六日) 本会議
  - 一般質問 佐藤長治郎議員・後藤作議員
  - 五十八年度国民健康保険特別会計(事業勘定、施設勘定)補正予算(第一号)
  - 五十八年度簡易水道特別会計補正予算(第一号)
  - 五十八年産米価格等に関する意見書の提出
- 陳情・請願

# 6月定例村議会 一 般 質 問

6月定例村議会の一般質問は6月16日に行われ佐藤長治郎議員と後藤作議員が村政を質した。



村内視察の結果

## 部落の要望ヶ所に 対する取り組みは

佐藤 長治郎 議員

り除くようにします。

質問② 岩井川荒沢排水路護岸  
工事の改修の必要性について。

答弁 農地が欠壊していますの  
で、農業災害として採択方を、  
申請すべく、産業界と連絡を取  
っています。

質問③ 北方線の利用度から見  
ての道路改良について。

答弁 田子内、平良線について  
は、冬期間の除雪が困難ですの  
で、伊達堰の水を取水して、十  
二橋までの流雪溝を兼ねた改良  
を計画試算したところ、三千五  
百万円もかかるため、三期山振  
等の補助事業にのせて実施すべ  
く検討しております。

質問④ 下田口の藤原喜市さん  
宅附近から、シルクライン入口  
までの道路改修について

答弁 これは毎年要望が出てお  
りますが、部落長とも、用地の  
承諾を取るべく努めていますが、  
肝心の一人の方の了解を得る  
事ができませんので、替え地の  
見通しが立った時点で、予算を  
要望する計画でございます。

質問⑤ 滝ノ沢・平良線のその  
後の進捗状況と、塞の神百メー  
トルの測量の見通しについて。

答弁 起点の塞の神地内につい  
ては予算に置いておりますが、  
国道三四二号線と合わせた調査  
測量に着手すべく話を進めてお  
ります。尚、本路線は昨年測量  
を完了していますが、用地関係  
者の了解を得られないという現  
状の為、用地測量はまだですの  
で、今後部落の協力を得ながら  
進めていきたいと考えています。  
再質問 用地の件については、  
何といたっても部落内の協力が一  
番大切ですし、その為には、当

局のアドバイスが必要と思いま  
すがどうですか。  
再答弁 引き続き、部落側の協  
力を得ながら交渉していきます。

質問⑥ 大橋上流五百メートル  
の河川災害復旧工事について。

答弁 土木事務所土地改良課に  
災害復旧工事として採択される  
よう陳情していますが、不採択  
のままです。それなら流路変更  
というところで部落長、小貫山堰  
組合長とともに、陳情致したわ  
けですが、先般、雄勝土木事務  
所の河川砂防係長が現地調査に  
来られ、流路変更工事として着  
手することに決まりましたので、  
近日中に着手致します。



菅ノ台側の危険な落石ヶ所

質問① 菅ノ台部落の橋の西側  
の落石防止についての対策は。  
答弁 災害復旧工事に採択され  
る可能性がないため、予算の配  
当を貰って、なるべく早い時期  
に補修工事を実施する計画です  
尚、危険の標識を立て、注意さ  
せています。  
再質問 大きい石が二つ、今に  
も落ちそうになっていますが、  
あのままにして置くのか。  
再答弁 最も危険な箇所は、取



# 各種税の減免条例の見直す必要は

後藤 作 議員

**質問** 具体的な事実関係をのべてみますと、ある日突然老夫婦が次々に入院、日雇いで十万程の収入で、老夫婦と若夫婦と、子供三人の七人家族が、一ヶ月の生計を維持し、その他に入院患者を抱えているという状況では、非常に生活が困難になる事がはつきりしています。したがって、村税の納付も滞っているわけで、半月ごとの医療費の支払いは、当然借金で賄う事になります。

こういう場合、何か救いの手がないか。差し当り今、滞っている村税を減免することが出来ないか、係に相談申し上げましたが結果的には実現できませんでした。

国保税の第四十三条には、一部負担金の割合を減ずること、徴収の猶予のことがございますが、村条例にはありません。非常に抽象的表現ですし、村長の

判断で出来る分野もあるのですが、これを、ある程度条例で明記して、慈悲的なものでなく、もつと気軽に減免が受けられるような制度に変える必要があると思います。

去る四月三十日の臨時会では特別土地保有税の減免規定に、更に一項付け加える提案がなされましたが、むしろ、もつと村民の困っている方々に手を差し伸べるような条例の改正を、急がれるべきではないか。

**答弁** 結論から言うと、現在の減免規定の他は、必要ではないだろうと考えています。

まず、民税条例第十五条の一、生活保護法の規定で保護を受ける者。二、所得皆無の為、生活が著しく困難でこれに準ずると認められる者。三、学生及び生徒。四、民法第三十四条の広域法人。五、災害及びその他特別の事由がある者とあります。

固定資産税条例第七十条の一、貧困の為、公私の扶助を受ける者の所有する固定資産。二、災害または天候不順により著しく数を減じた固定資産。三、公益の為、直接専用する固定資産。四、身障者に対する減免の措置があります。

国民健康保険税条例第十五条にも減免の措置があります。

質問者が言う家族は、その通りだとすれば、もちろん支払いが困難だと思います。では、どれに準ずるかという点、生活保護世帯になるのは当然ですし、生活が著しく困難になったという点で、減免の対象になると、はつきりあるわけです。

今、高額療養費は五万一千円以上は村が負担します。それでも苦しい場合は、社会保障から助け合い資金等で準用しております。尚、条例にない分は、地方税法に準ずるとあります。

**再質問** もちろん地方自治法の基本精神をふまえた条例でしょうが、保険者は、条例の定めるところにより、特別な事由がある者に對し、減免し、または徴収を猶予する事ができるとしかありません。

民税ではかなり詳しく定めていますし、問題はないが、固定資産では、公私の扶助を受ける者、とあります。これを、公私の扶助を受ける前に減免の対象にして救うことを考えなければならぬと思います。公の扶助でなく、個人の扶助でも対象になるということが現実にある。少くとも、村独自で改廃できるものは、整備する必要があると思います。

要するに、この条例が不備な為に、村長に届かなかつたと、これが具体的に基準があれば対象にし易いと考えられますが、再答弁 例に上げた家族は、私存じておりませんでした。その内容を知ってみたいと思う。

私の知っている限りでは、主人が病気で所得が皆無、田畑が一反歩、においては生活保護を受けている家庭もありますので、この条例で救いの道があるのでないかと申し上げたい。

**課長答弁** 私の考えていることと違うようです。確かに一、二

度相談をお受けしましたが、その時点では納期が過ぎておりました。残っている納期のものについて減免することでするので、出来ないことご理解いただいたものと思っております。

**再質問** 納期限が過ぎてても、特別な事由として認める事も必要だと思います。収入の半分が医療費になり、その上、保険税まで払わねばならないのです。それでも現在のままでいいのでは納得しかねます。

**再答弁** 村長が認める減免は、運用の面で非常に幅があり、その点を良く把握して応用していきたい。また助け合い資金で足らぬ場合は、特別資金を回して、低利・無利子で貸すべく決議もしておりますので、救いの道もあると思っております、その点は同感でございます。



小学生も熱心に傍聴

# 活力あふれる村づくりをめざして

## 地場産業の掘り起し県外に学ぶ

地場産業の振興を図り、活力あふれる村づくりをめざす議会活動の一環として去る7月5日から7日までの三日間、山形県の真室川森林組合の山菜加工場、鮭川村農協のきのこ栽培施設、宮城県鳴子町の川渡しそ巻生産組合を視察した。以下3常任委員長の研修レポートで、それぞれを紹介しします。

### 真室川山菜加工施設を

### 見学して

総務常任委員会

委員長

柳 邦 夫

地場産業の振興対策として、山菜や農産物の加工施設に、村としてもっと真剣に取り組みべきでないのか、製品加工まで無理なら一次的な塩蔵処理でも、……。こうした話題が、多くの住民から聞かれ、又議会の場でも幾度となく討議されてきています。

こうした目的のもとに、七月五日、私達は隣の山形県真室川町森林組合で経営している、山菜加工場を見学しました。

以下、私見を交えた拙文で、恐縮でございます。

工場は、第一次林構で創立したもので、すでに十四年の「あゆみ」があり、現在通年雇用人員十七名で年商約八千万と、県内屈指の組合に成長しています。こう書きますと実に簡単に終わってしまいますが、工場長の具体的な説明のもとに、工場内の作業工程等見学、その他参考資

料等による質問を通して、最後に感じた事は「苦節十年」という言葉でありました。

現在までの道程は、決して担々としたものではなく、原料、製品の厳しい相場との対決、仕入、集荷、販路の開拓など、毎日が真剣勝負であり、森林組合の職員としては、体験のない、全くの新分野の仕事であり、ために問題の起こる都度、役員共々、夜を徹して対処した苦難の歲月について、私に去る五十二年七月、新潟県湯の谷村の山菜加工場視察の折、湯の谷村長を思い出していた。

村から原料のままでは木の枝一本、山菜一葉も出さないのが私の夢ですと言ひ、カーキ色のジャンパー姿で、「私は、東京の役所に陳情に行くにも、ネクタイをつけた事がないです」と、切々と話しながらも、漬物をか

き廻していた、あの村長とイメージがダブって仕方がなかったと同時に、こういう指導者がいて舵を取らなければ、山菜加工場とは、成功しないのではないかと考えていた。

熟処理加工は、生き物を飼う仕事以上に神経の使える仕事であらうし、食品を作るものであれば、尚更と思う。ワイシャツの襟垢を気にしては、出来ない仕事、又、補助金ばかり当てにしている事業は、絶対長続きしないという言葉も印象に残った。

とは言いながらも、現実には工場の中の原料を見れば、栗駒、須川のタケノコであり、東成瀬村より運んだフキであり、これらが、ピン詰、カン詰となり、レッテルが貼られて、秋田に、そして我が村に逆戻りすることを思えば、何か割り切れない気持であり、山形の母ちゃん方が「今年も又、私の方の人が、タケノコ採りで迷って御迷惑をかけて」とお礼を言われて、あまり釈然としないままに、苦笑するのみでありました。

我が村の林野率は九十四%。しかも自他共に許す、山菜の宝庫である村、それにプラス減反農作物、これらを何等なすことなく、原料出荷では、という事

に對し選ばれた議員として、公的使命感にも似た気持を持ってきた同僚議員も増えてきました。

原料出荷の村に終始するか、加工まで実現するか、働く職場の少ない我が村、今回見学の間工場一つをとらえても、常雇十七人、その他パート的に委託する家庭が五十戸以上で、フキ、タケノコの「皮むき」などをしていくということでした。

このように、地場産業の振興対策について、村の産業の実態を、あらゆる角度より検討し、住民多数の知恵を借りながら、「背水の陣」の覚悟で対処すべきと思う。その中からは、村の名産、特産も己ずと生れ、観光とも結び、活気、活力のある村は、過疎の歯止めに通じるものと思う。



常雇いは17人も

# 鮭川村農協きのこ

## 栽培施設を視察して

産業建設常任委員会

委員長 鈴木健吉



空調設備もすばらしい

東成瀬村は昔から山菜の宝庫と言われ、山の幸に恵まれ、山菜、きのこの等の産物の殆んどが生のまま、又は一次塩蔵され、主として山形方面に流れている現状であるが、議会では協議の上、今年の先進地視察の重点課題として、地場産業の発展に努力すべしと、七月五日、山形県と宮城県の現地を訪ねた。

ここで特筆する事は、殺菌釜その他に使う熱原を、発生の終わったおが屑を乾燥し、このおが屑を焚いて熱原としている事です。今まで年間生産費で最も多かつた油代三百万円を、浮かしていると言います。生産費低コストで生産している経営を聞きながら、案内されるまま、廃おが屑を焚く、ボイラー機、殺菌機などを見ながら、接種された容器がいつぱい入っている、培養室へと来た。

ここでは、二十度前後で管理され、二十日から三十日で菌糸が蔓延するので、次は発生室へ入れ、五度から十五度位で管理すると、五日から七日位で発生（この部屋に入ったら、ヒヤリとした）。発生後、十五日位で収穫できる。一容器一回の収量は五十グラムから七十グラム位、一容器で二回か、三回発生させるとのことです。



遊佐組合長の説明を聞く

エノキ茸も生産している。年間の総生産額は、約二千万円のこと、（きのこ組合全体の総売上額は、八億円である）この生産能力を持つ機械施設は、だいぶ前の作業小屋に、足し増した建物いっぱい施設されていた。現在まで経営してくる間の設備投資も、大変だったろうと感じたが、建造物には余り経費をかけない、作業工程の創意工夫と、低コスト生産に心掛け経営してきた、本人の努力が感じられた。

ここでも、原料のおが屑は、主に秋田県から仕入れているとの事。生産品は、秋田県にも流れて行くことだろうと感じながら、東成瀬村も、観光や、地場産業をいかにして掘り起こすかが、今後の課題ではなからうかなどと想いつつ、別れを告げる。

鳴子町川渡で特産品作りを考えたのは、昔から各家庭で作られ、今ではすたれていくしそ巻を掘り起こし、売り出した事だ。昔は各家庭で、その時々々の物を使っておかずを作っていたが、その中でも比較的保存の出来るしそ巻味噌に目をつけ、それに少し改良を加えたのが、今ここの特産品となっているしそ巻だ。青南蛮をきざみ、味噌と砂糖を加えて混ぜ合わせ、青しその葉で巻いて串に刺し、油で揚げて出来上がり。しそ巻は、百五十軒程ある鳴子温泉旅館を主に売り込みをしたら、おもしろい程売れたが、なにしろ生産者は母ちゃんや、ばあちゃん、時間の都合のつくときに集まって作る手作りなので大変だった。更には、青しその葉も続かなくなり、関東、関西方面から取り寄せたが、高くて採算が取れず、現在では、近隣町村に栽培契約

# 母ちゃん、ばあちゃんの

## 手作り特産品

教育民生常任委員会

委員長 後藤作

をして採算ベースにのせている。これに目を付けたのが、他の食品加工業者で、現在二業者が、しそ巻を作っているが、母ちゃん達の手作り品には今一歩及ばないそうだが、やはりその影響はまぬがれず、最盛時からすれば、生産量が落ちている。でも小さな生産設備だが、町からの助成金と自己資金で作った建物と設備をフルに活用して、母ちゃん、ばあちゃんが時間に縛られることなく作って、三千円から四千円になったらそれで良いではないかというのが、生産組合長さんの言い分だった。

しそ巻は、業者の分も合わせ年間売上一億円以上となっている。以上大・小の違いはあれ、産業振興のため、真剣に取り組んでいる一例であろう。

# 請願・陳情の審査結果

## ヒヨウ災害に関する陳情は継続審査に (産業建設常任委員会に付託)

六月定例村議会(六月十六日)で審議された請願・陳情は次のとおりである。

### ◆ 採択されたもの

請願第一号 生産費及び所得補償方式による生産者米価一俵(六十キログラム)二万二千九百六円の実現を求める請願

請願者 秋田県米価対策共斗会議議長 庫山 寛一  
紹介議員 後藤 作

陳情第四号 スパイ防止法制定促進に関する意見書の提出を求める陳情

陳情者 スパイ防止法制定促進秋田県民会議

議長 高橋 弥太郎  
他役員一同

陳情第五号 災害工事に關する陳情

陳情者 滝ノ沢部落長

柳 邦 夫  
外 二名

陳情第六号 昭和五十八年産米の政府買入価格等に關する陳情

陳情者 東成瀬村農協青年部  
部長 佐藤正次郎  
外 三名

陳情第七号 昭和五十八年産米の政府買入価格等に關する陳情

陳情者 東成瀬村農協

組合長理事高橋東美  
外 三名

陳情第九号 昭和五十八年度の農政確立と要求米価実現についての陳情

陳情者 秋田県主食集荷商業協同組合理事長 本田源太郎  
外 一名

### ◆ 継続審査とされたもの

陳情第八号 ヒヨウ災害に關する陳情

陳情者 滝ノ沢果樹防除組合  
組合長 佐藤 岩雄

### 降ヒヨウ災害の 現地を調査

産業建設常任委員会  
委員長 鈴木 健吉

継続審査となった「ヒヨウ災害に關する陳情」は、今後の作柄等の推移を観察しながら、慎重な審査が必要とされ、当常任委員会に付託された。  
このヒヨウ災害は、去る、六

月九日午前十一時すぎに、断続的な激しい降ヒヨウにより、滝ノ沢果樹園を中心に、大きな被害が出たもので、農務課、普及所、並びに農協の調べによると滝ノ沢果樹園の被害額は、約一千万を超え、被害率も八十パーセントとされているもので、当常任委員会では早速、この実態を把握すべく、六月二十三日に現地調査を行なった。

調査の結果、県や農協の、被害調査のとおり、その被害は、大きく、広範なものであった。この現地調査を参考に、今後は、秋の収穫状況を観察しながら慎重な審査を続けて行き、結論を出したい。

尚、この被害にめげず、生産者各位の一層の努力と指導機関の適切な配慮を望むものである。



果樹園を現場調査

### 事務局日誌より

- 3月24日 議会全員協議会
- 3月29日 広域議会定例会
- 3月30日 広域火葬場竣工式
- 4月4日 各小学校入学式
- 4月5日 東成瀬中学校入学式
- 4月6日 郡議長会総会▼湯沢
- 4月21日 広域福祉センター竣工式▼稲川
- 4月30日 第三回臨時会
- 5月2日 慰霊祭
- 5月10日 第四回臨時会
- 5月16日 郡議長会総会▼湯沢
- 5月18日 正副常任委員長会議
- 5月19日 水田再編対策会議
- 5月29日 短角牛放牧▼柳沢
- 5月31日 栗駒山山開き
- 6月1日 議員村内視察▼大字
- 6月2日 議員村内視察▼大字
- 6月3日 田子内地区
- 6月6日 国道397号線期成同盟会総会▼水沢市
- 6月7日 知事との懇談会▼秋田県庁
- 6月11日 全国議長研修会▼東京(至9日)
- 6月13日 議会運営委員会
- 6月定例会招集